

返戻金制度

◆ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後3ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。

【返戻金規定】

1ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料の100%
2ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料の50%
3ヶ月以内に退職した場合	紹介手数料の20%

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

- ・ 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より1ヶ月以内に返還するものとする。
- ・ 採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、紹介手数料の返還を留保することができる。
- ・ 採用者に対する労働条件が、本雇用契約を著しく異なることに起因する退職や求人者の都合による解雇の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

許可番号 15-ユ-300255

事業所の名称 株式会社S・Aネイルサロン

事業所の所在地 新潟県新潟市中央区天神2-137-50プレーンコート102